

一般財団法人観光まちづくり佐伯財産取得等積立金規程

(目的)

第1条 定款第51条に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）が定款第4条の事業を実施するために必要な財産の取得又は改良（以下「取得等」という。）にあてるために保有する積立金（以下「積立金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を次のとおり定める。

(構成等)

第2条 積立金は、財産管理規程第2条第1号で定める特定資産とする。

2 積立金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄附者から積立金とすることを指定して寄附された財産
- (2) 剰余金の処分等に関する規程第4条第2号の操出金
- (3) 理事会が積立金に繰入れることを決議した財産

3 積立金は、他の財産と明確に区分し、安全かつ確実な方法で運用する。

(取崩し)

第3条 積立金を取崩して事業にあてるときは、事前に事業計画を作成し、理事会の決議を得なければならない。

2 積立金をあてることができる事業は、財産管理規程第3条の重要財産を取得等するための事業とする。

3 前項に関わらず、やむを得ない事情により目的外の取崩しを行うときは、理事会の決議を得なければならない。

(運用益の処理)

第4条 積立金の運用から生じる収益は、積立金に繰入れる。

(繰替運用)

第5条 理事長は、必要があると認めるときは、年度を超えない範囲において、確実な繰戻しの方法及び期間を定めたうえで、積立金を事業費又は管理費に繰替えて運用することができる。

(積立金の廃止)

第6条 積立金が第1条の目的を達成したものと理事会が決議したときは、積立金を精算する。

2 前項において残金が生じた場合は、基本財産に繰入れる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和6年11月7日から施行する。